

岐陽体育館警備業務

1 業務名称

岐阜市岐陽体育館警備業務

2 業務場所

岐阜市岐陽体育館（岐阜市上川手 7 3 5 番地 2）

3 警備内容

(1) 機械警備

警備機器によって行う。なお、実施要綱は別紙(1)のとおりとする。

(2) 巡回警備

体育館内を午後9時から午後9時30分の間に巡回する。

なお、実施要綱は別紙(2)のとおりとする。

4 警備、警報機器等の負担

本警備に必要な機器、機材、消耗品及び設置に要する一切の経費は、指定管理者負担とする。

5 警備報告書の提出

岐阜市の指示により、下記の事項については、報告書を提出できるよう 準備すること。

(1) 異常の有無

(2) 盗難、災害の発生または、発見した時間及び処理状況

(3) 施設、設備に関して警備上処理を要すると認められる事項

6 損害時の賠償

(1) 本警備業務遂行中に、指定管理者の責任と認められる過失（債務不履行のほか、従事者の過失及び不法行為に関する指定管理者の使用責任を含む）により生じた市の損害について、指定管理者は、その責任を負わなければならない。

(2) 指定管理者は、損害については、1 事故につき対人及び対物賠償合わせて合計10億円を限度とした保険により、岐阜市に対してその損害を補償するものとする。

(3) 岐阜市は、上記の損害事故発生の事実を確認したその日から7日以内に、指定管理者に対し、書面をもって損害賠償の請求を行うこととする。

7 そ の 他

(1) この仕様書は、警備の大要を示すものであり、その他軽微な要件及び本書に記載のない事項であっても、警備上付帯的に実施しなければならないと認められる場合は、岐阜市の指示に従い、誠実に実施しなければならない。

(2) 指定管理者は、この業務の目的を達成するため、従事者には警備業務に十分な訓練を受け、かつ責任感が厚く、誠実で健康なものを選任すること。

(3) 指定管理者は、この仕様書に定めるもののほか詳細事項については、文書で岐阜市に提出し、その指示に従わなければならない。

【指定管理仕様書資料⑦】

【別紙（１）】

岐阜市岐陽体育館機械警備実施要綱

岐阜市岐陽体育館警備業務における警備実施細目（機械警備）は、本要綱によるものとする。

1 業務場所

岐阜市岐陽体育館（岐阜市上川手735番地2）

2 警備時間

防犯開始操作完了から解除操作完了まで

3 警備内容

- (1) 断線監視方式とする。（設置場所は別紙のとおり）
- (2) 防犯センサーの設置は、空間センサーと開閉センサーを併用し、2重発報が指定管理者の本部で確認できること。
- (3) 防犯装置の警備開始及び解除は、専用の磁気カードにて行うものとする。
- (4) 異常発生の際の威嚇として、センサー連動の電鈴（タイマー付）を設置するものとする。
- (5) 警備機器は指定管理者の貸与品とし、占有は市に属するものとする。
- (6) 給食室関連エリアと体育館関連エリアに二分割する。

4 機器の設置

警備機器は、契約の日から10日以内に設置すること。ただし、機器の設置完了までの間は、毎夜3回の巡回警備を行うこと。

5 指定管理者は、警備時間内において、警備機器の異常の有無を間断なく監視する。

6 指定管理者は適宜、警備機器の保守点検を行い、契約物件に設置した警報装置を、正常な状態に維持しなければならない。

7 指定管理者は、火災及び盗難の早期発見に留意し、異常事態の発生や非常災害時には、臨機の処置がとれるよう警備を行うこととする。また、契約物件に異常事態が発生したことを知った場合は、遅滞なく緊急要員を当該物件に急行せしめ、異常事態の確認を行うとともに、必要な処置を行い、その詳細を岐阜市に報告しなければならない。

8 警備報告書の提出

岐阜市の指示により、下記の事項については、報告書を提出できるよう 準備すること。

- (1) 異常の有無
- (2) 盗難、災害の発生または、発見した時間及び処理状況
- (3) 施設、設備に関して警備上処理を要すると認められる事項

【指定管理仕様書資料⑦】

【別紙（2）】

岐阜市岐陽体育館巡回警備実施要綱

岐阜市岐陽体育館警備業務における警備実施細目（巡回警備）は、本要綱によるものとする。

1 業務場所

岐阜市岐陽体育館（岐阜市上川手735番地2）

2 警備時間

午後9時から午後9時30分の間（1日1回）

3 警備内容

警備員は、業務遂行中特に次の諸点に留意し、その異常の有無を確認する。なお、体育館利用者の退館確認後最終的に機械警備開始操作を行う。

- (1) 施錠されていない扉の有無
- (2) 可燃性物の存在有無とその処理
- (3) 消し忘れの照明器具の有無
- (4) 不審人物の有無
- (5) 館内残留者の有無
- (6) 近隣における火災の発生等異常の有無
- (7) その他警備対象物件の安全及び保護に影響のある事実の有無
- (8) 敷地北側出入口の閉門

4 指定管理者は、その警備対象物件を管轄する指定管理者の本部または事務所に管制担当員を置き、定期的に巡回警備員との連絡にあたらせるとともに、適切な指導を行わせなければならない。

5 警備員の使用する車輛及び装具その他の器具は、すべて指定管理者で準備すること。

6 指定管理者は、異常事態の発生や事故発生時には、直ちに適切な処置を行い、必要に応じて指定管理者の管制担当員その他、指定管理者が指定したものに報告して、その指示を受けるとともに、事態が緊急を要すると認められた場合は、警察その他の関係官庁に速やかに通報する。

7 警備を担当する従業員が病気または傷害のため、本契約による警備業務に従事できない場合は、指定管理者は、他の警備員をして交代勤務させることとする。

8 警備員は、毎日報告書を作成し、総合体育館長に提出する。なお、提出書類には、警備業務中に発見または発生した異常もしくは事故のすべてを記載すること。